

監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、令和3年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年2月7日

上田市監査委員 小池 功二
同 小坂井 二郎

令和3年度 定期監査結果

上田市監査委員

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2 監査実施期間

令和3年4月5日から令和4年1月24日まで

3 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の対象

上田市の全部局

5 監査の実施概要

(1) 監査の目的・視点

財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されているか、また、内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているかを主眼として監査を行いました。

(2) 監査事項

ア 基本的財務事項

(ア) 収入に係る事務

歳入予算の執行管理、歳入の調定事務、現金直接収納の扱い、未収（滞納）金の債権管理、行政財産の目的外使用料の調定期限及び徴収事務

(イ) 支出に係る事務

歳出予算の執行管理、食糧費・交際費・政務活動費の執行、補助金等の交付事務

(ウ) 契約事務

契約手続き、締結、履行

(エ) 財産管理事務

財産整理簿の整備、所管財産の異動等、行政財産の許可及び貸付事務

イ 重点監査事項：修繕料の契約事務について

着眼点：契約手続き、締結、履行、契約内容

(3) 監査の方法

上田市監査基準に従い、次の方法により、また、関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 事務監査

財務会計システムによる財務状況確認や全課所に対し求めた所定調書に基づく事務監査を実施しました。実施期間：令和3年4月5日から令和3年11月2日まで

イ 説明聴取

事務監査の結果に基づき必要と認める課所を選定し、関連事務に係る説明を聴取しました。

実施日：令和3年12月9日 真田地域自治センター（建設課）

12月15日 都市建設部（土木課）

ウ その他参考とした監査結果等

有価証券等の財産保有状況検査

実施日：令和3年4月1日から令和3年4月15日まで

6 監査の結果

財務事務の執行の合規性及び内部統制の視点から監査した個別結果は、9ページからの「所

属別監査結果」のとおりです。また、監査結果の区分状況は、以下のとおりです。

(1) 基本的財務事項

ア 「是正・改善を求めるもの」 20 件

法令等又はこれに基づく制度の運用に係る規定に対して、適正を欠く内容が認められ関係する事務等の是正、改善及び再発防止を求める事項（報告書記載）

イ 「留意・検討を求めるもの」 5 件

是正・改善を求めるには至らないが、法令等の規定趣旨や現状における疑義に対し、執行権者自ら留意と検討を行うことにより、今後関係事務等の適正を図る余地が認められる事項（報告書記載）

ウ 「通知指導」 27 件

改善事項として担当課に周知する必要がある、すぐに改善が図られると考えられる事項（報告書記載なし、担当課へ通知）

参考：令和2年度 [是正・改善 14 件] [留意・検討 8 件] [通知指導 23 件]
 令和元年度 [是正・改善 24 件] [留意・検討 2 件] [通知指導 25 件]
 平成30年度 [是正・改善 60 件] [留意・検討 8 件]
 平成29年度 [是正・改善 63 件] [留意・検討 3 件]
 平成28年度 [是正・改善 46 件] [留意・検討 0 件]

(2) 重点監査事項：修繕料の契約事務について

契約金額 1 件 30 万円以上の修繕料を対象とし関係書類の提出を求め、監査を行いました。令和2年度の部局別件数、契約方法（入札、競争見積合せ、1者随契）別件数、10万円以上の参考件数は以下のとおりです。

○部局別修繕件数(契約金額30万円以上（参考10万円以上）) 件・%

部局名	30万円以上 合計	契約方法			(参考 10万円以上)		
		入札	競争見 積合せ	1者随 契	(10万円以 上 合計)	(10万円以 上50万円以 下)	(50万円超)
合計(件)	508	41	145	322	964	690	274
比率(%)	100.0%	8.1%	28.5%	63.4%	100.0%	71.6%	28.4%
政策企画部	7		3	4	14	11	3
総務部	9			9	30	24	6
市民まちづくり推進部					3	3	
生活環境部	31		31		81	81	
福祉部	3		1	2	10	8	2
健康こども未来部	8		4	4	29	26	3
商工観光部	2	1	1		7	6	1
農林部	6	2	3	1	14	12	2
都市建設部	19	4	10	5	40	34	6
消防部					1	1	
上田地域自治センター					3	3	
丸子地域自治センター	10	1	2	7	25	23	2
真田地域自治センター	17	3	13	1	26	23	3
武石地域自治センター	6	3	3		21	18	3
上下水道局	331	16	31	284	483	254	229
教育委員会	59	11	43	5	177	163	14

契約金額1件30万円以上の修繕は全体で508件あり、うち上下水道局が上下水道設備、施設の修繕等で331件、教育委員会が学校施設の修繕等で59件、生活環境部が市営住宅の修繕等で31件などとなっています。

契約方法別では、入札が41件(8.1%)、競争見積合せが145件(28.5%)、1者随契が322件(63.4%)となっています。1者随契322件のうち上下水道局が284件で、上下水道局では30万円以上の修繕331件のうちの85.8%が1者随契となっています。

1者随契の理由としては、設備の設置業者で当該業者しか対応できないといった契約の相手方が特定されるものや、緊急に修繕を行う必要があり入札や競争見積合せを行う時間的余裕がないもの等がありましたが、緊急性を理由とするものの中には、故障・不具合確認日から施工開始日までにある程度日数の余裕があり、入札や競争見積合せを行うべきであったと考えられる事例もありました(「上田駅前ビルパレオ5階照明器具修繕」(行政管理課【管理課 施行】)、「久保田ポンプ場1号ポンプ電動弁緊急修繕工事」(浄水管理センター)、「真田中央公民館自動火災報知設備修繕」(真田地域教育事務所))。

修繕料と工事請負費の区分については、地方自治法施行規則、地方公共団体歳入歳出科目解説、上田市予算編成資料では以下のとおりとなっています。

	修繕料	工事請負費
地方自治法施行規則 第15条 別記	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるもの
地方公共団体歳入歳出科目解説	備品の修繕、部品の取替えのための費用。また家屋等の小修繕で請負にまで至らないもの(工事の概念に入らないもの) 本体の維持管理、現状復旧を目的とするもの(大修繕、改築等は工事請負費の節から支出されるべきもの)	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費 建築物、工作物等の新築、増築、移改築などのように工作物そのものの位置あるいは形状を変更するもの
上田市予算編成資料	施工時の品質管理に技術的な知見を必要とせず、又は専門業者の責任施工により品質が確保され、完成時の検査が動作確認や不具合の有無など簡易な内容で済み、かつそれで支障がないものは、工事ではなく『修繕』。 原則、修繕は『部品の交換』又は『原状回復』 <修繕とすべきものの具体例> ①故障や不具合が生じた備品に該当するもの以外の機械・器具・建具・家具等の修理や更新 ※接続等に必要な配線・配管・金物などの労務は修繕の中に当然に含まれる ②劣化した仕上げ部分の現状回復(不可視部分の改修を含むものは工事とする) 例：化粧板の張替え、壁紙の張替え、床の張替え、塗装の塗替え、畳の表替え、等 ③軽微な現状変更であって基本的な機能は変わらないもの	

これらの基準からみると工事請負費と思われる案件が、修繕料により施工されていたり（「和式トイレの洋式化」（丸子文化会館））、また、同種の案件で、修繕料で施工しているものと工事請負費で施工しているものが混在している事例がありました（「相染閣 浴室内カラン交換」（健康推進課）、「市営住宅 温水器取替」（丸子市民サービス課））。

修繕料において少額随契を適用できる予定価格は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び上田市財務規則第 119 条第 6 号並びに地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号及び上田市上下水道事業会計規程第 140 条第 6 号により 50 万円以下ですが、50 万円を超える予定価格で、入札によらず 2 者以上による見積合せにより施工している事例がありました（上水道課、下水道課、浄水管理センター）。

7 監査の意見

(1) 基本的財務事項について

ア 国庫支出金請求その他に係る不適切な事務処理について

国庫支出金の請求において、以下の誤りがありました。

- ①土木管理費補助金 - 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金（下吉田久保林線））について、未契約繰越で出来形 0 のため本来請求できないはずのところ、概算払の請求をし 19,559,000 円の補助金交付を受けた結果、国庫補助金の過大請求となっています。
- ②道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金（小泉 2 号線、上田橋下堀線）について、本来補助金 6,442,000 円を受けるべきところを、3,000,000 円の補助金請求しかせず、3,442,000 円の補助金を受けていませんでした。
- ③道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金（道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化、トンネル長寿命化））について、本来補助金 65,911,000 円を受けるべきところを、58,876,000 円の補助金請求しかせず、7,035,000 円の補助金を受けていませんでした。

また、国庫支出金に係る事務処理において、以下の誤りもありました。

- ④公共土木施設災害復旧費補助金（三郎川）について、国庫補助金の予算計上をせずに補助金 1,100,550 円の交付を受けています。
- ⑤道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金（小泉 2 号線）について、繰越明許費分の補助金 12,450,000 円を、財務会計システム上令和 2 年度繰越明許費で受けるべきところを令和 2 年度現年分として処理しています。令和 2 年度決算書としては、現年分と繰越分との区別はありませんが、内部事務上は当然に現年分と繰越分は区分して管理されるべきものです。

以上①～⑤は、補助金等に係る財務事務の管理が不適切であると言わざるをえません。

担当課に聞き取りを行ったところ、災害復旧事業やインフラ長寿命化修繕事業等で多くの補助金メニューや路線を扱うこととなり事務事業量が増大し、各事業の進捗状況や全体事業費の把握が不十分となっていたことが大きな要因とのことでした。

災害発生や新たな事業開始などに伴い事務量が増えた場合には、こういった事務処理上のリスクが発生するかを事前に察知し、人員増の要求や新たな事務処理方法の検討等、未然に問題発生を防止するための体制を構築しておく必要があると考えます。

今後、どのようにすれば内部統制が図られるかという観点で、実効性のある抜本的対策を講じてください。

(土木課)

イ 「たすけあい資金貸付金」事業について

上田市社会福祉協議会が実施する要保護世帯に対する応急援護のための貸付事業「たすけあい資金貸付金」事業に対し、令和2年度、300万円の補助を行っています(民生費 - 社会福祉対策事業費「たすけあい資金貸付事業補助金」)。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への応急援護のために補助したものであり、補助金交付額300万円に対し、協議会による要保護世帯への貸付実績は89件で403万円となっています。

当該貸付事業は、昭和44年に上田市社会福祉協議会が始めたもので、市は、平成21年度以降、リーマンショックによる生活相談者急増等の際に、当該貸付事業に対し随時補助金を交付しており、その交付額は累計で1,400万円となっています。

要保護世帯への応急援護の貸付という性格上、返済されない貸付金も想定されるものの、当該事業は貸付事業であり、貸付期間は10か月以内(特別の事情がある場合は6か月以内で猶予できる)のため、貸付者から返済された原資は、補助金累計交付額そのままではなくても残っているはずですが、補助金交付申請書や実績報告書には、当該年度の貸付見込件数及び金額が記載されているのみで、貸付原資残額の記載がありませんでした。

補助金交付額が適切かを判断する上で、現時点での貸付金原資残額の記載を求め、それに対し新たに交付する補助金額が適切かどうかを検証した上で補助金交付を行う必要があると考えます。

また、貸し付けたまま返済されない貸付金を今後どうしていくのかということや、本貸付事業が終了となった場合、貸付金原資はどう取り扱うのかということについて、検討し取り決める必要があると考えます。

(福祉課)

ウ 令和2年4月1日改正民法施行後の契約約款について

業務委託、修繕、工事請負契約等の契約書について、令和2年4月1日改正民法施行後の約款となっていない事例が多く見受けられました。

改正民法では、「かし担保責任」が「契約不適合責任」という概念に再構成される等の重要な改定が行われています。

令和元年度には、庁内で改正民法にかかる説明会が開かれているところですが、改めて庁内周知を徹底し、各課において、改正民法施行後の約款となっているか確認をしてください。

(全庁)

エ 分割発注について

一体性があると思われる業務委託、修繕、工事を分割し、入札によらず1者随契または競争見積合せにより施行している事案が見受けられます。

地方自治法第 234 条により、売買、貸借、請負その他の契約は、原則として入札の方法により締結することとされており、地方自治法施行令第 167 条の 2 により、例外として、少額随契（業務委託・修繕：予定価格 50 万円以内、工事：予定価格 130 万円以内等）等の随意契約によることができます。

担当課に聞き取りを行ったところ、入札の手続きでは、業者選定委員会、入札公告、開札、業者決定といった事務処理に時日を要し、事業遂行に当たって日程的に間に合わないため随意契約としたとの理由が多くありましたが、本来一体性がある契約を分割し、少額随契適用により入札を回避することは、不適切な事務処理であると考えます。

事業実施に当たっては、入札等にかかる時日も十分に考慮した計画を立て、法令を遵守した適切な契約方法となるよう事務処理を進めてください。

(全庁)

(2) 重点監査事項：修繕料の契約事務について

修繕料については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び上田市財務規則第 119 条第 6 号並びに地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号及び上田市上下水道事業会計規程第 140 条第 6 号により、随意契約によることができる金額は予定価格が 50 万円以下となります。

また、財務規則第 119 条の 2 では「予算執行者等は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と定めています。その例外として「ただし、次のいずれかに掲げる場合は、1 人の者から見積書を徴するものとする。」とあり、第 4 号の「前号に掲げるものを除き、1 件の予定価格が 10 万円未満のものであるとき。」により、修繕料においては予定価格 10 万円未満の場合に 1 者のみから見積書徴取で可となり、10 万円以上の場合は 2 者以上から見積書を徴し、競争見積合せに付する必要があります。

上田市財務規則

(随意契約の見積書の徴収)

第 119 条の 2 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、1 人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1 件の予定価格が 3 万円未満の物品の購入又は売払いをするとき。
- (4) 前号に掲げるものを除き、1 件の予定価格が 10 万円未満のものであるとき。
- (5) 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による契約をするとき。
- (6) 2 人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 予算執行者等は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき又は前項第 3 号及び第 4 号の場合においてその価格が、1 万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

3 第 1 項本文の規定による見積書の徴取については、第 111 条の 2 に規定する電子入札の例によることができる。

2 者以上から見積書徴取が必要な 10 万円以上の修繕で、入札に付す必要のない 50 万円以下の案件は、令和 2 年度、全部で 690 件あり、多くが上水道課（113 件）、住宅課（76 件）、教育施設整備室（65 件）、浄水管理センター（60 件）などに集中しています。

担当課によると、修繕においては、上下水道設備や施設、市営住宅、学校施設等で、雨漏り、水漏れ、施設設備の破損、故障等、発見から短時間で直さなければならない事案が多く、複数者から見積書を徴取する競争見積合せの事務処理は、事務量として大きな負担となっているとのことでした。

こうしたことから、以下のとおりの意見とします。

ア 修繕施工の事務処理の人的・時間的余裕から考え、修繕料における 1 者のみの見積書徴取で可とする「10 万円未満」という規定の上限を引き上げ、事務軽減を図る必要があると考えます。事務軽減と競争性確保、また業者選定の公平性とのバランスを考慮しながら適切な上限額を全庁的に精査し、上限額引き上げの財務規則改正の検討をする必要があると考えます。

(契約検査課)

所属別監査結果

※「是正、改善」「留意、検討」を求める事項について掲載しております。

※軽微な指摘事項等については、別途通知により指導させていただきます。

上田市政策研究センター

- ・特になし

秘書課

- ・特になし

政策企画部

【 政策企画課 】

是正、改善を求める事項

- ・一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注しそれぞれ同一1者と随意契約としている事例について、分割すべき妥当性がある理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。

【新型コロナウイルス感染症対策室 施行】

- ①新型コロナウイルス感染症予防啓発 市役所本庁舎ブルーライトアップ事業業務委託
- ②新型コロナウイルス感染症予防啓発 市役所南庁舎ブルーライトアップ事業業務委託

【 丸子文化会館 】

留意、検討を求める事項

- ・工事請負費としての支出が適正と思われる和式トイレの洋式化について、修繕料で支出されていきました。
(ホワイエ女子トイレ(和式)2台の洋式化)

【 上田市交流文化芸術センター 】

是正、改善を求める事項

- ・一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注しそれぞれ同一1者と随意契約としている事例について、分割すべき妥当性がある理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。

- ①レセプションист研修(基礎編)実施業務
- ②レセプションист研修(実技編)実施業務

総 務 部

【 行政管理課 】

留意、検討を求める事項

- ・競争見積合せにより業者決定をすべき10万円以上の修繕について、緊急性を理由として1者随契をしている事例がありました。施行伺日、施行期間を考えると、複数者からの見積書を徴し業者決定をすべきであったと考えます。
（【管理課 施工】 上田駅前ビルパレオ5階照明器具修繕 施行伺日R2.7.15 施行期間R2.7.29～8.1）

【 庁舎整備室 】

是正、改善を求める事項

- ・一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。
((1)①大手町会館西側家屋解体工事 ②大手町会館西側家屋解体及び外壁塞ぎ工事
(2)①上田市役所駐車場整備事業 造成工事 ②上田市役所駐車場整備事業 舗装工事
③上田市役所駐車場整備事業 附帯工事)

財 政 部

- ・特になし

市民まちづくり推進部

- ・特になし

生 活 環 境 部

【 廃棄物対策課 】

是正、改善を求める事項

- ・行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、調定日、納付日も使用後となっている事例がありました。
（下郷マレットゴルフ場(河川工事のための資材置き場等)行政財産の目的外使用料)

【 住宅課 】

是正、改善を求める事項

- ・一体性があると考えられる修繕を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。
((1)①上田原団地B棟修繕(北面 東側霧除け削除) ②上田原団地B棟修繕(北面 西側霧除け削除)
(2)内堀団地共用通路照明設備修繕 U-1棟～U-10棟まで棟ごと10件)

福 祉 部

- ・特になし

健康こども未来部

【 健康推進課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 相染閣の浴室内カーン交換について、修繕料で施工しているものと工事請負費で施工しているものが混在している事例がありました。

留意、検討を求める事項

- ・ 業務委託の単価契約において、施行伺に設計金額が記載されておらず「別紙のとおり」となっており、別紙に単価予定価格×予定数量＝設計金額が記載されている事例がありました。設計金額により決裁区分等も異なるため、決裁文書である施行伺に設計金額を記載する必要があります。
(～朝から健幸～「あたま・からだ元気体操 夏の部」業務委託)

【 保育課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。
(①東部保育園トイレブース・配線改修工事 ②東部保育園トイレ便器改修工事)
- ・ 行政財産の目的外使用料の収入科目は「使用料」ですが、「諸収入」で収入している事例がありました。
(行政財産使用料(塩田中央保育園)LPガス安心システム無線中継器設置)

【 子育て・子育て支援課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 収入の原因が確定した時から1か月以上経過した後に、調定処理が行われている事例がありました。
(子育て短期支援事業利用者負担金 4件)

商 工 観 光 部

- ・ 特になし

農 林 部

【 森林整備課 】

是正、改善を求める事項

- ・ 50万円を超える随意契約の委託業務施行伺で、副市長決裁がなされていない事例がありました。
(市有林森林整備事業業務委託(下刈))

都 市 建 設 部

- ・ 特になし

消 防 部

- ・ 特になし

上田地域自治センター

- ・特になし

丸子地域自治センター

【 市民サービス課 】

是正、改善を求める事項

- ・市営住宅の温水器取替について、修繕料で施工しているものと工事請負費で施工しているものが混在している事例がありました。

真田地域自治センター

【 建設課 】

是正、改善を求める事項

- ・一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。
(①道路改良工事(小玉神社線)側溝工 ②道路舗装工事(小玉神社線)舗装工)

武石地域自治センター

- ・特になし

会 計 管 理 者

- ・特になし

上 下 水 道 局

【 上水道課 】

是正、改善を求める事項

- ・賃借料としての支出が適正と思われる水道系設計積算システム利用料について、委託料で支出されていました。
(水道系設計積算システム利用料(12か月分))
- ・修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。
なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。
(中組配水池屋根修繕工事 外2件)

【 下水道課 】

是正、改善を求める事項

- ・修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。
なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。
(マンホール修繕工事 菅平2工区 外10件)

【 浄水管理センター 】

是正、改善を求める事項

- ・修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。
なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。
(倉升ポンプ場階段修繕工事 外3件)

留意、検討を求める事項

- ・入札により業者決定をすべき50万円を超える修繕について、緊急性を理由として1者随契をしている事例がありましたが、漏水確認から施工伺日、竣工日までの日程を考えると、十分入札が可能であり、入札に付すべきであったと考えます。
(久保田ポンプ場1号ポンプ電動弁緊急修繕工事 漏水確認R2.1月中旬 施工伺日R2.4.15 施工期間R2.4.21～12.25)

議 会 事 務 局

- ・特になし

教 育 委 員 会 事 務 局

【 教育施設整備室 】

是正、改善を求める事項

- ・学校施設管理システムについて、①システムの導入業務委託と、②データ整備及びシステムへのデータセット業務委託とを分割して施行しています。①について競争見積合せを行い、その決定業者と②について1者随契しています。
データ整備は当初職員で行う予定だったが、データ量が想定以上だったため委託したとのことですが、データ量を当初から把握し、①、②を一体として入札を行い業者決定すべきであったと考えます。
(①学校施設管理システム導入業務委託 ②学校施設管理システムデータ整備及びシステムセット業務委託)

【 中央公民館 】

是正、改善を求める事項

- ・建物を解体した後の旧神川地区公民館敷地のうち、上田市消防団第10分団詰所のある敷地について、消防総務課への移管がなされていませんでした。
(上田市国分字宮ノ前421番11、上田市国分字久保521番2、上田市国分字久保521番6)

【 丸子地域教育事務所 】

是正、改善を求める事項

- ・ 施設使用料について、調定書に歳入の根拠となるレジのジャーナルが貼付されていませんでした。
(丸子体育施設使用料)

【 真田地域教育事務所 】

留意、検討を求める事項

- ・ 入札に付すべき50万円を超える修繕について、見積合せにより施行している事例がありました。落雷による自動火災報知設備故障の修繕のため緊急を要するとの理由ですが、故障日が8月22日、施行同日が9月11日、見積合せ日が9月18日のため、入札によることが十分可能であったと考えます。
(真田中央公民館自動火災報知設備修繕)

【 武石地域教育事務所 】

是正、改善を求める事項

- ・ 単価契約において、支出総額が設計金額(単価予定価格×予定数量)を大幅に超過している事例がありました。単価契約の設計金額は、単価予定価格×予定数量とする必要があり、設計金額により決裁区分等も異なるため、適切な設計金額の設定が必要です。
(武石ともしび博物館事務管理委託料 支出総額901,780円 設計金額488,840円)

選挙管理委員会事務局

- ・ 特になし

公平委員会

- ・ 特になし

農業委員会事務局

- ・ 特になし

監査委員事務局

- ・ 特になし